

「会津若松市消防団条例（案）」への意見募集結果

会津若松市消防団条例（案）の制定にあたり、市民意見公募（パブリックコメント）を実施いたしました。その結果及びお寄せいただいたご意見に対する市の考え方についてお知らせいたします。

1. 意見募集期間  
令和5年12月20日（水）～令和6年1月19日（金）
2. 意見提出者数  
3名
3. 意見件数  
6件
4. 意見の要旨及び市の考え方

No.	項目	意見の要旨	市の考え方
1	定員	本市の人口減少（特に若年層）は顕著であり、多くの定員を割り当てられている農村部の分団にとっては団員確保が厳しい状況になっていることから、早急に定員の見直しが必要。 具体的には、5年後位に800名程度が望ましいと思う。	今回の定員の見直しについては、これまで各分団と協議を重ね、現在の各分団の実状及び地域の特性を十分に考慮したものとなっております。 今後も、市消防団を取り巻く社会環境の変化や班再編の実施等を踏まえ、必要に応じ定員の見直しを検討します。
2	処遇改善	機能別団員の拡充と出動報酬の増額については、処遇改善として賛成。	条例制定を進め、処遇改善を図ってまいります。
3	任命	義務教育修了者（満15歳以上）や高校進学後に中途退学し就職している方もいるので、入団させても良いと思います。	年齢要件については、一般的に高校を卒業する18歳以上としております。
4	任命	本市には大学があるので、大学生のボランティア団員を機能別団員として設け、予防活動に従事してもらってはどうか。	学生に消防団活動の一助を担っていただくことは、団員の確保という観点からも重要であると考えます。その手法や活動内容等については、今後、市消防団と検討してまいります。
5	服務規律	近年、自然災害が全国で多発しており、いつ我が身に起こるかわかりません。災害時に避難所応援隊として（市消防団員を）派遣できるようにできないか。	本市消防団においては、被雇用者の増加や様々な考えのもと消防団活動を担っている団員も多数在籍している現状にあります。 いただいた意見については、今後の消防団のあり方の参考にしてまいります。
6	出動報酬	出動報酬が増えることには賛成。	条例制定を進め、処遇改善を図ってまいります。